

令和元年12月5日社会保障審議会介護保険部会資料 「論点ごとの議論の状況」より抜粋

## 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

### （1）一般介護予防事業等の推進

#### 【論点】

- 一般介護予防事業等による介護予防の取組を推進していくことが必要。特に住民主体の通いの場の取組について、一層推進していくことが必要。このため、通いの場の類型化等を進めるとともに、参加促進を図るための取組を促進することが重要。
- 通いの場における取組をより効果的・継続的に実施するため、専門職の効果的・効率的な関与を図ることが必要。
- 通いの場の取組を、地域支援事業の他の事業とも連携して効果的に実施することが必要。
- ※ 一般介護予防事業等の推進については、今後、「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」において引き続き議論を行い、とりまとめの上、介護保険部会に報告を行う予定。

### （2）総合事業

#### 【論点】

- 総合事業について、高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化していくことが必要。
- 現在、事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの対象とならなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、弾力化を行うことが重要。
- 住民主体の多様なサービスの展開のため、有償ボランティアに係る謝金を支出できるようにすることや、人材確保のためのポイント制度等を創設するなど、総合事業の担い手を確保するための取組を進めることが必要。

### (3) ケアマネジメント

#### 【論点】

- 医療をはじめ、多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメントが行われることが必要。そのために地域ケア会議の積極的な活用やケアマネジャーが相談できる環境整備が重要。
- 高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続していくためには、医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されることが重要。

### (4) 地域包括支援センター

#### 【論点】

- 地域包括支援センターの取組を適切に評価し、適切な人員体制の確保を促す観点から、市町村が保険者として地域包括支援センターの運営に適切に関与することが必要。
- 地域のつながり機能の強化という観点から、居宅介護事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要。